（参考様式17）

業務管理体制の整備に関する調査票

※全事業者様対象の調査となっております。必ず提出をお願いします

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 法人住所 |  |
| 法人連絡先 |  | 担当者名 |  |

該当する答えに〇をつけて⇒以下の指示に従ってください。

**【障害者総合支援法第51条の2に基づく届出】**

（質問1）

　**那覇市内のみ**に、障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、寮要介護、生活介護、短期入所、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設がある。

　はい　　⇒那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第６号）」

及び「事業所一覧（様式第６号別紙1）（障害者福祉サービス・障害者支

援施設）」を提出して下さい。**（質問2）へ進んでください**。

いいえ　⇒　那覇市への届出は不要です。**（質問2）へ進んで下さい。**

　　　　　　　　　　　　※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、

　　再度の届出は必要ありません。

**【障害者総合支援法第51条の31に基づく届出】**

（質問2）

　**那覇市内のみ**に、特定相談事業所、一般相談事業所（指定地域移行支援、指定地域定着支援）がある。

　はい　　⇒那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第６号）」

及び「事業所一覧（様式第６号別紙2）(指定相談支援事業者)」を提出して下さい。**（質問3）へ進んでください。**

いいえ　⇒　那覇市への届出は不要です。**（質問3）へ進んで下さい。**

　　　　　　　　　　　　※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、

　　再度の届出は必要ありません。

**【児童福祉法第21条の5の26に基づく届出】**

（質問3）

　**那覇市内のみ**に、指定障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、）がある。

　はい　　⇒那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第６号）」

及び「事業所一覧（様式第６号別紙3）（児童通所支援）」を提出して下さ

い。**（質問4）へ進んでください。**

いいえ　⇒　那覇市への届出は不要です。**（質問4）へ進んで下さい。**

　　　　　　　　　※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度

の届出は必要ありません。

**【児童福祉法第24条の38に基づく届出】**

（質問4）

　**那覇市内のみ**に、指定障害児相談支援事業所がある。

はい　　⇒那覇市へ「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第６号）」

及び「事業所一覧（様式第６号別紙4）（障害児相談支援）」を提出して下

さい。

いいえ　⇒　那覇市への届出は不要です。

　　　　　　　　　※沖縄県又は厚生労働省への届出がお済みの場合は、再度

の届出は必要ありません。

質問は以上です。

（質問1）、（質問2）、（質問3）、（質問4）のいずれかの質問で「はい」とお答えいただいた事業者様は、**「業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第６号）」及び「事業所一覧（様式第６号別紙1～4）」（※該当の様式のみの）の提出をお願いいたします。該当がある条文ごとの届出が必要です。**